

スルガ Visa デビット一体型カード特約

第1条（スルガ Visa デビット一体型カード）

1. スルガ Visa デビット一体型カードならびに各種提携一体型カード（以下「本カード」という。）とは、スルガ銀行株式会社（以下「当社」という。）の普通預金のキャッシュカードとしての機能（「キャッシュカード規定」により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」という。）と当社のデビットカードとしての機能（「スルガ Visa デビットカード会員規約」により定められた機能をいい、以下「デビットカード機能」という。）を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいいます。
2. 「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「スルガ Visa デビットカード会員規約」および「スルガ Visa デビット一体型カード特約（以下「本特約」という。）」を承認のうえ、当社に一体型カードの利用を申し込み、当社が認めた方（以下「利用者」という。）に対し、当社は、「キャッシュカード規定」により発行されるキャッシュカード（以下「キャッシュカード（普通預金）」という。）ならびに「スルガ Visa デビットカード会員規約」により発行されるデビットカード（以下「Visa デビットカード」という。）に代えて本カードを発行し、貸与します。
3. デビットカード機能の売買取引債務を決済する預金口座（以下「決済口座」という。）は、本カードの普通預金口座とします。

第2条（本カードの所有権）

1. 本カードの所有権は、当社に帰属します。
2. 利用者は、本カードを他人に譲渡、質入れしてはならず、また他人に貸与、占有または使用させることはできないものとします。

第3条（本カードの発行）

本カードの発行は、当社、あるいは当社が指定する第三者に委託して行なうものとします。

第4条（有効期限）

1. 本カードの有効期限は、当社が指定するものとし、本カード上に表示した月の月末までとします。
2. 当社は、本カード有効期限までに退会の申出がない利用者で、かつ当社が引き続き利用者として認めるとき、有効期限を更新した新たなカードを発行します。
3. 本カードの有効期限内であっても、発行後1年間利用がない等の理由により当社が必要と判断したときは、単体のキャッシュカード（普通預金）への切替を行なうことができるものとします。

第5条（紛失・盗難等）

1. 利用者は、本カードが紛失・盗難、偽造・変造等（以下総称して「紛失等」という。）にあったときには、ただちにその旨を当社に通知し、最寄りの警察署に届出を行なうものとします。
2. 紛失等の通知を当社が受けたときには、すみやかにキャッシュカード機能ならびにデビットカード機能の両方を停止するものとします。
3. 利用者は、本カードが紛失等にあつたときには、本条第1項の通知のほか、当社所定の方法により届出を行なうものとします。
4. 本カードの紛失等により生じた損害の処理について、キャッシュカード機能におい

ては利用者と当社の間で「キャッシュカード規定」が適用され、デビットカード機能においては利用者と当社の間で「スルガV i s a デビットカード会員規約」がそれぞれ適用されるものとします。

第6条（届出事項の変更）

1. 住所、氏名、電話番号、勤務先等に変更があったときには、利用者は遅滞なく当社所定の方法により届出を行なうものとします。
2. 前項のうち、氏名に変更があったとき、本カードを併せて当社に提出するものとします。なお、新カードが交付されるまでの間、利用者は本カードを利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当社は責任を負わないものとします。

第7条（種別変更等）

1. 利用者は、本カードのデビットカード機能のうち、カード種別の変更を申し込むときには、当社所定の書面を提出するものとします。
2. 前項のときに、新たなカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能等ならびにデビットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当社は責任を負わないものとします。

第8条（デビットカード機能の一時停止）

1. 利用者が本特約または「スルガV i s a デビットカード会員規約」に違反し、もしくは違反するおそれがあるときには、当社はデビットカード機能を一時停止または会員資格の取消しをすることができるものとします。
2. 当社が前項によりデビットカード機能の一時停止を行なったときならびに「スルガV i s a デビットカード会員規約」に定める会員資格の取消しを行なったとき（以下総称して「一時停止等」といいます。）には、同時にキャッシュカード機能も利用できなくなるものとします。このとき、当社は、新たにキャッシュカード（普通預金）等のカードを会員に発行し貸与することができるものとします。
3. 一時停止等のときに当社から新たに当社所定のカードが発行されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能等を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当社は責任を負わないものとします。
4. 一時停止等のときには、当社は利用者に事前の通知・催告等を行うことなく、当社指定の現金自動預入支払機や当社グループの加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとします。利用者は当社から本カード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。

第9条（再発行手数料）

1. 本カードの再発行を申し込むときは、当社所定の方法で手続するものとします。
2. 当社が前項に定める本カードの再発行に応じるときは、当社所定の手続を行なった後に再発行するものとします。
3. 本条第1項に定める本カードが再発行されるときには、利用者は当社所定の手数料を支払うものとします。

第10条（情報の管理ならびに同意）

1. 利用者は、当社が情報処理・事務処理を委託する会社に対して、本カードの取扱いに必要な範囲において預金口座番号、V i s a デビットカード会員番号等の利用者情報を提供することについてあらかじめ同意するものとします。
2. 利用者は、当社と当社が情報処理・事務処理を委託する会社との間において、利用

者に関する属性、信用状況の照会または情報の提供もしくは交換が行なわれることについてあらかじめ同意するものとします。

第11条（規定の準用）

本特約に定めのないときは、本カードのキャッシュカード機能については、「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」を、デビットカード機能については、「スルガV i s a デビットカード会員規約」を準用するものとします。

第12条（特約の変更）

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この特約を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以上
(2020年4月1日現在)